

【患者様へのご案内】

《地域支援・医薬品供給対応体制加算に関する院内掲示》

当院では、厚生労働省の後発医薬品（ジェネリック薬品）使用促進の方針に従い、以下の体制を整えております。

1. 後発医薬品の積極的な採用

当院は「地域支援・医薬品供給対応体制加算」の届出を行っている医療機関です。
患者さんの負担軽減および医療保険財政の改善に貢献するため、後発医薬品を積極的に採用しています。

2. 医薬品の安定供給に向けた対応

当院では、医薬品の供給が不足した場合であっても、適切に治療計画の見直しや処方内容の検討ができる体制を有しています。

3. 処方変更の際のご説明

供給状況に応じて、薬剤を変更（有効成分・規格が同一の銘柄変更、または同効薬への変更）する場合がございます。その際は、患者さんに十分な説明を行い、安心して治療を継続いただけるよう努めてまいります。

《一般名処方加算に関する院内掲示》

当院では後発医薬品の使用推進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けたとりくみ等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名柄を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

《先発医薬品を希望した場合の自己負担の仕組み》

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

特別の料金は、令和8年6月から、先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1 相当です。

※ご不明な点がございましたら、医師または薬剤師までお気軽にお問合せ下さい。

令和8年6月 医療法人社団聖美会 多摩中央病院 院長